

総合評価落札方式に係る加算点算定基準の改正や制限付き一般競争入札の適用範囲の拡大などに伴い、平成22年8月18日に一部改正を行い、同年9月6日以降公表分について適用することとしました。その改正の概要は次のとおりです。

- 1 総合評価落札方式に係る加算点算定基準の改正に伴うもの（主な改正箇所：14(8)～(12)、別表第2）
 - (1) 総合評価落札方式による場合に入札書に従前の添付書類に加えて、さらに添付を要することとなった書類を定めました。
 - (2) (1)に伴い、引用する項目番号などの整理をしました。
- 2 制限付き一般競争入札の適用範囲の拡大に伴うもの（主な改正箇所：12(10)、21）
 - (1) 新たに適用される、予定価格（税込み）3,000万円超5,000万円未満の工事の請負者に求める施工実績については、従前の制度（一次下請としての施工実績を認めるもの）を踏襲することから、入札に参加する者に必要な資格の項目における用語の定義を加えました。
 - (2) 建設業法の規定によって専任の技術者の配置を要しないとされた場合の当該技術者の選任方法について定めました。
- 3 その他（主な改正箇所：4(6)、14(4)・(8)・(9)、15(2)ウ、20(1)イ）
 - (1) 総合評価方式による入札を特定建設工事共同企業体を対象に行う場合の必要事項を、各工事公告（個別）から移管しました。
 - (2) 積算内訳書の作成および提出について「積算内訳書の作成方法および注意事項」によらなければならないこと、入札参加資格の事前確認において積算内訳書等に不足と同視できる場合およびその記載事項についての明白な不備がある場合を含めて審査することとし、積算内訳書におけるこれらの場合に該当する場合については、「積算内訳書の作成方法および注意事項」に記載することとしました。